

日専連カード会員規約

改定前	改定後
<p>一般条項</p> <p>第 5 条（費用等の負担）</p> <p><u>(1) 追加</u></p> <p>(2) ～ (5) 条文省略</p> <p>第 13 条（個人情報の収集・保有・利用・委託）</p> <p>(1) ①～⑦ 条文省略</p> <p><u>⑧ 追加</u></p>	<p>一般条項</p> <p>第 5 条（費用等の負担）</p> <p>(1) 会員は、当社が定めるご利用代金明細書を郵送した場合、所定の発行手数料を支払うものとします。但し、当該月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分又は当社が必要と認めるご利用分が含まれる場合、発行手数料は無料とします。</p> <p>(2) ～ (5) 現行通り</p> <p>第 13 条（個人情報の収集・保有・利用・委託）</p> <p>(1) ①～⑦ 現行通り</p> <p>⑧ インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引（以下「非対面取引」という。）で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、E メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「非対面取引情報」という。）</p> <p>⑨ 非対面取引で、会員が当該非対面取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OS の種類・言語、IP アドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）</p>

(2) 条文省略

(3) ①～④ 条文省略

⑤ 追加

(4) 追加

(2) 現行通り

(3) ①～④ 現行通り

⑤ 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

(4) 割賦販売法等 に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、非対面取引で、非対面取引情報とデバイス情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。当社は当該業務のために、非対面取引情報およびデバイス情報を、不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する当社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、当社のホームページ内の本人認証サービスに関する案内にて確認できます。

2021 年 9 月 10 日 改訂